証券コード：2977
2021年11月30日

株　主　各　位

東京都港区三田一丁目４番28号
株式会社Ｌｉｖ－ｕｐ
取締役社長　内　藤　雅　之

# 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

**なお、当日のご出席に代えて委任状により議決権をご行使いただくことができます。委任状により議決権をご行使いただく場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2021年12月16日（木曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都港区三田一丁目４番28号
三田国際ビル24階　当社本店会議室

**３．目的事項**

**報告事項**　第19期（2020年10月１日から2021年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　監査役２名選任の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.liv-up.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2020年10月１日から
2021年９月30日まで）

## １．会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のエリア拡大や期間延長が繰り返し発令される等、様々な経済活動の自粛や制限が続きました。ワクチン接種の広がり等により経済正常化への動きは続いているものの、変異株による感染拡大が猛威を振るっており、また緊急事態宣言の再発令が繰り返されるなど、国内景気の先行きは依然として不透明な状況であり予断を許さない状況が続いております。

当社が属する不動産業界におきましては、マイナス金利政策により、住宅ローン金利は低水準で推移しておりますが、東京都の新設住宅着工戸数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年の水準を下回って推移し、全体として弱含みで推移いたしました。また、用地取得の競争激化、建築コストの上昇、新型コロナウイルス感染拡大による影響等から経営環境は厳しさを増しております。

このような事業環境のもと、当社は東京都内の人気のエリア（港区・渋谷区・目黒区・世田谷区・品川区等）を中心とした不動産用地の取得に注力し、「需要は多いが供給は極めて少ない」希少性の高い居住用不動産及び収益用不動産の開発販売を行いました。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令により、仲介不動産会社の営業自粛等により上半期における仕入活動が制限されたため、販売用不動産用地の仕入が想定どおりに進まず、販売用不動産在庫の不足により売上高は計画通りには進捗いたしませんでした。

利益面におきましては、人件費や人材採用手数料の抑制、販売仲介会社を通さず直接販売の割合を多くする等経費削減に努めましたが、売上高の減少に伴う売上総利益の低下の影響を改善するまでには至りませんでした。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,047,377千円（前年同期比38.8％減）、営業損失は55,307千円（前事業年度は営業利益39,677千円）、経常損失は77,922千円（前事業年度は経常利益8,677千円）、当期純損失は55,017千円（前事業年度は当期純損失6,771千円）となりました。

なお、当社の事業セグメントは不動産開発販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。以下では、主な事業区分について記載しております。

（居住用不動産事業）

居住用不動産事業は、戸建住宅の開発・販売及び中古住宅のリノベーションを行っており、当事業年度は合計26件（戸建住宅17件・居住用区分マンション８件・建築条件付土地販売１件）の引渡しを行い、売上高は、1,567,477千円（前年同期比25.1％減）となりました。

（収益用不動産事業）

収益用不動産事業は、アパート等の投資家向けの収益用不動産の開発・販売を行っており、当事業年度は３件（収益用アパート３件）の引渡しを行い、売上高は、466,586千円（前年同期比61.9％減）となりました。

（その他事業）

その他事業は、収益用不動産（アパート等）の販売に至るまでの賃貸収入、仲介手数料収入及びコンサルティング収入等により、売上高は、13,313千円（前年同期比43.8％減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 重要な資金調達の状況

開発用地、マンション物件等の仕入資金として、必要に応じて物件ごとに各金融機関より資金調達をしております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (2) 財産及び損益の状況

| 区　　分 | | 第 16 期<br>(2018年９月期) | 第 17 期<br>(2019年９月期) | 第 18 期<br>(2020年９月期) | 第 19 期<br>(当事業年度)<br>(2021年９月期) |
|---|---|---|---|---|---|
| 売　上　高 | (千円) | 3,189,520 | 3,704,065 | 3,343,834 | 2,047,377 |
| 経常利益又は<br>経常損失（△） | (千円) | 174,963 | 151,035 | 8,677 | △77,922 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失（△） | (千円) | 110,968 | 110,472 | △6,771 | △55,017 |
| １株当たり<br>当期純利益又は<br>当期純損失（△） | (円) | 110.97 | 110.47 | △6.77 | △55.02 |
| 総　資　産 | (千円) | 3,752,822 | 3,357,558 | 2,367,998 | 2,529,933 |
| 純　資　産 | (千円) | 1,391,280 | 1,489,753 | 1,458,981 | 1,379,964 |
| １株当たり<br>純　資　産 | (円) | 1,391.28 | 1,489.75 | 1,458.98 | 1,379.96 |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、一般的には入手が困難な東京都港区・渋谷区・目黒区・世田谷区・品川区等、希少で高い資産価値の維持が期待できる地域を中心に、高品質で安価な住宅や収益用不動産を開発販売しております。

世界の経済情勢を一変させた新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、ウッドショック（木材の不足・価格高騰）が派生するなど、不透明な事業環境が続く中で“資産価値の高い不動産”を継続的に開発販売するためには、次の課題への対処の重要性がより高まっていると認識しております。

① 仕入営業力の強化

当社では上記の地域を中心に事業用地等の仕入を行っておりますが、この地域で供給される土地や建物の数量は限られております。また、当社基準に適合する立地・環境であっても、顧客にとって魅力的な価格を実現できる企画でなければ事業化することはできません。

当社は、新規学卒者の採用や即戦力の中途採用による増員及び従業員に対する教育研修を継続して実施し、魅力的な商品企画が可能となる土地や建物を仕入れる営業力を強化してまいります。

② 商品企画力の向上

事業化が難しい土地や建物であっても、高い商品企画力があれば資産価値の高い不動産商品を開発販売することができます。当社では、仕入営業担当と設計監理担当が協同して商品企画を行い、顧客の目線に立った良質な不動産商品の開発に努めております。

商品企画にあたっては、建築基準法、条例等の関係法令による規制を始め、日々の使い勝手やデザインを含めたあらゆる角度から検討を重ねます。例えば高低差がある土地であれば、①造成して平らにする②雛壇形式とする③擁壁を建設して建築可能面積を増やす等様々な可能性を模索し、お客様にとって魅力ある商品企画を追求しております。

今後も、人材の育成強化を図り、商品企画力の向上に取り組んでまいります。

③ 施工監理の徹底

当社は自社内に施工部署を保有しておらず、全ての建築工事を外部の施工業者に委託しておりますが、商品の品質を確保するため、施工にあたっては設計監理部門が計画的に施工現場を訪問して進捗状況を確認し、問題

点があれば直ちに施工業者と打合せを行い迅速に解決するよう努めております。また、基礎工事及び木工事の終了時並びに完工時には、自社で定めた品質管理チェックリストによって仕上がりの状態を細部まで徹底的に確認しております。

今後も当社は、品質、納期、原価及び安全・環境面の管理を徹底してまいります。また、高い技術力を有する施工業者の開拓を進め、良質な住宅及び収益用不動産を安定的に供給するための体制の強化に努めてまいります。

### (5) 主要な事業内容（2021年９月30日現在）

当社は、居住用不動産事業及び収益用不動産事業を主な事業としております。

各事業区分の事業内容は以下のとおりであります。

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| 居住用不動産事業 | 戸建住宅の開発・販売及び中古住宅のリノベーション・販売 |
| 収益用不動産事業 | アパート等投資家向け収益用不動産の開発・販売 |
| その他 | 収益用不動産（アパート等）の販売に至るまでの賃貸収入、仲介手数料収入及びコンサルティング収入 |

### (6) 主要な営業所（2021年９月30日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都港区 |

### (7) 使用人の状況（2021年９月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 20名 | 15名減 | 37.7歳 | 2.3年 |

（注）１．使用人数には、使用人兼務役員は含まれておりません。
２．使用人数は就業員数であります。

### (8) 主要な借入先の状況（2021年９月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 日本住宅無尽株式会社 | 500,000千円 |
| 大東京信用組合 | 106,660 |
| 城南信用金庫 | 105,240 |
| 株式会社東日本銀行 | 86,654 |
| 株式会社りそな銀行 | 73,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 65,000 |
| 株式会社セゾンファンデックス | 60,000 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 23,750 |
| 株式会社千葉銀行 | 15,500 |
| 合計 | 1,035,804 |

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、株式会社グリットとの間で、当社を存続会社とし、株式会社グリットを消滅会社とする旨の吸収合併に関して合意することを決議いたしました。なお、当社は、会社法第796条第１項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しており、本合併の効力発生日は、2022年１月31日を予定しております。

## ２．株式の状況（2021年９月30日現在）

(1) **発行可能株式総数**　4,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　1,000,000株

(3) **株主数**　3名

(4) **大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 内藤雅之 | 500,000株 | 50.00% |
| 株式会社都市構想 | 499,900 | 49.99 |
| 株式会社すばるイノベーション | 100 | 0.01 |

（注）自己株式は保有しておりません。

## ３．新株予約権等の状況

(1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## ４．会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年９月30日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 内　藤　雅　之 | 株式会社住まいるバンク　代表取締役<br>株式会社都市構想　代表取締役 |
| 取　締　役 | 高　木　一　成 | 設計監理部管掌<br>第一営業部長兼第二営業部長 |
| 取　締　役 | 中　谷　正　雄 | 管理部長 |
| 取　締　役 | 田　之　口　利　孝 | 田之口利孝税理士事務所　所長 |
| 常勤監査役 | 村　上　義　臣 | |
| 常勤監査役 | 大　川　賢　二 | |
| 監　査　役 | 山　本　智　史 | 株式会社ストリーム　代表取締役<br>税理士法人ストリーム　代表社員<br>株式会社ネット　社外監査役<br>株式会社中央共同会計事務所　取締役 |
| 監　査　役 | 谷　口　明　史 | 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー<br>Delta-Fly Pharma株式会社　社外取締役 |

（注）１．取締役田之口利孝氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役村上義臣氏、常勤監査役大川賢二氏、監査役山本智史氏及び監査役谷口明史氏は、社外監査役であります。

３．常勤監査役村上義臣氏、常勤監査役大川賢二氏、監査役山本智史氏及び監査役谷口明史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役村上義臣氏は、当社事業と関連の深い分野における業務経験と専門知識を有しかつ当社及び他社において監査役を歴任しております。

・常勤監査役大川賢二氏は、当社及び他社において長年にわたり監査役を歴任しております。

・監査役山本智史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

・監査役谷口明史氏は、弁護士の資格を有しております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社取締役（社外取締役も含む）、監査役（社外監査役も含む）及び会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料についてはその全額を当社が負担しております。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(1) | 38,988千円<br>(1,800) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>(4) | 12,000<br>(12,000) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8<br>(5) | 50,988<br>(13,800) |

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の第15回定時株主総会において年額80百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2018年12月14日開催の第16回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。

３．取締役の報酬については、前事業年度の業績結果に対する経営責任を明確にするため、2021年１月から2021年６月の６か月間にわたり減額しており、各取締役の減額割合は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 代表取締役社長 | 月額報酬の30％を減額 |
| 取締役（社外取締役除く） | 月額報酬の10％を減額 |

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年12月21日開催の第15回定時株主総会において年額80百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち社外取締役は１名）です。

また、監査役の金銭報酬の額は、2018年12月14日開催の第16回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長内藤雅之氏に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

### (6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役田之口利孝氏は、田之口利孝税理士事務所の所長であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・社外監査役山本智史氏は、株式会社ストリームの代表取締役、税理士法人ストリームの代表社員、株式会社中央共同会計事務所の取締役及び株式会社ネットの社外監査役であります。これらの兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・社外監査役谷口明史氏は、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所のパートナー弁護士、Delta-Fly Pharma株式会社の社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 田之口利孝 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。<br>長年に亘る国税局勤務によって培った税務に関する豊富な専門知識を活かし、透明性・公正性の視点を持ち会社全体を俯瞰して成長戦略や経営課題に関する指摘・助言等を行うほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 村上義臣 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>当社事業関連分野における業務経験と専門知識及び他社の元監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 大川賢二 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>上場会社の元監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山本智史 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 谷口明史 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜必要な発言を行っております。 |

## ５．会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 13,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,800千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」の監査に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 法令・定款及び社会規範を遵守するためコンプライアンス・マニュアルを制定し、全社に周知徹底する。

b. コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンスを推進するための委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化にあたる。

c. コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンスを最重視する企業風土の醸成を図る。

d. 内部通報制度及び外部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

e. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、作成及び保存する。

b. 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧できる場所及び方法とする。

c. 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り「文書管理規程」に定めるとおりとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 「リスク管理規程」を制定し、当社の経営における各種リスクに対応するための組織として委員会を置き、責任者を定める。

b. 委員会は、全社的なリスク管理の推進に関わる課題及び対応策を協議・決定し、従業員への周知徹底を図る。また、重要なリスクについては、取締役会へ報告を行う。

c.　危機発生時には危機対策本部を設置し、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.　「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の権限及び責任を明確にする。

b.　取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定及び全取締役の業務執行状況の監督を行う。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえで当該使用人を任命し、監査業務の補助に当たらせる。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

a.　監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い優先的に指示された業務を実施する。この場合において、当該使用人は、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

b.　当該使用人の人事異動及び人事評価等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得るものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a.　監査役は、取締役会と経営会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を受けることができる。

b.　取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

c.　取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告する。

d.　監査役に報告をした取締役及び使用人に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益も与えないものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.　監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

b.　監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、情報・意見交換を行う。

c.　監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

d.　監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、当期における具体的な取り組みの実施状況は次のとおりであります。

①　取締役会

当事業年度においては取締役会を13回開催し、経営上の意思決定機関として「取締役会規程」に定める重要事項についての意思決定を行うとともに、各取締役の職務の執行の状況を監督いたしました。

なお、取締役会には原則として監査役全員が出席するものとしており、適正な監視に努めております。

②　監査役会及び監査役

当事業年度においては監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画の協議決定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行いました。

監査役は、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の重要な意思決定のプロセスや職務の執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視いたしました。

③　内部監査

内部監査は、担当する経営企画室が監査計画を策定し、各部門の業務及び制度の運用が法令・社内諸規程等に基づき適正に行われているか、また業務処理に要する証憑書類に基づき適切に処理されているか等の観点から監査を実施いたしました。監査の結果改善が必要と認められる事項については、改善勧告をし、被監査部門長より改善措置に係る回答を得、改善措置の実施状況を確認いたしました。

④　リスク管理

当社では、当社の経営理念、経営目標又は経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクを特定・掌握し適切な管理を行うために「リスク管理規程」を制定し、またリスクが顕在化し危機となるに至った場合に適確な緊急対応をとるために「危機管理規程」を制定することで、当社経営におけるあらゆる不確実性に対応するための体制を構築しております。

平時におけるリスク管理の推進は、代表取締役が委員長を務めるリスク管理委員会が統括しており、当事業年度においても、同委員会を１回開催してリスクの特定・評価・対策等に関する協議を行い、具体的な対応の検討を行いました。

## ７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## ８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する基本方針は、利益還元を含む株主価値の持続的な成長を目指すことであります。

剰余金の配当については、業績に応じた利益の配分を基本とし、今後の事業展開に必要な内部留保及び当社の財務体質等を勘案しつつ、期末配当及び中間配当の年２回実施する方針であります。自己株式の取得については、機動性を確保する観点から、当社定款第７条の定めに基づき取締役会の決議により実施することとし、取締役会においては、機動的な資本政策の必要性や財務体質に与える影響等も勘案し、総合的に判断する方針であります。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、１株当たり12円00銭とすることを予定しております。実施済みの中間配当１株当たり12円00銭と合わせ、年間配当金は１株当たり24円00銭となります。

# 貸借対照表

(2021年９月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **2,437,280** | **流動負債** | **1,061,747** |
| 現金及び預金 | 1,214,828 | 営業未払金 | 44,815 |
| 営業未収入金 | 0 | 短期借入金 | 869,500 |
| 未収還付法人税等 | 8 | 1年内返済予定の長期借入金 | 79,762 |
| 販売用不動産 | 29,094 | リース債務 | 3,610 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,027,745 | 未払金 | 4,730 |
| 貯蔵品 | 35 | 未払費用 | 3,959 |
| 前渡金 | 16,415 | 未払法人税等 | 70 |
| 前払費用 | 10,684 | 未払消費税等 | 12,347 |
| 預け金 | 129,480 | 前受金 | 37,969 |
| その他 | 9,398 | 預り金 | 3,087 |
| 貸倒引当金 | △408 | 前受収益 | 100 |
| **固定資産** | **92,652** | 賞与引当金 | 1,797 |
| **有形固定資産** | **4,001** | **固定負債** | **88,221** |
| リース資産 | 2,325 | 長期借入金 | 86,542 |
| その他 | 1,675 | リース債務 | 1,679 |
| **無形固定資産** | **1,717** | **負債合計** | **1,149,968** |
| ソフトウエア | 1,717 | (純資産の部) | |
| **投資その他の資産** | **86,932** | **株主資本** | **1,379,964** |
| 出資金 | 1,600 | **資本金** | **10,000** |
| 敷金及び保証金 | 45,920 | **利益剰余金** | **1,369,964** |
| 長期前払費用 | 64 | 利益準備金 | 3,600 |
| 繰延税金資産 | 37,004 | その他利益剰余金 | 1,366,364 |
| その他 | 2,343 | 繰越利益剰余金 | 1,366,364 |
| **資産合計** | **2,529,933** | **純資産合計** | **1,379,964** |
| | | **負債純資産合計** | **2,529,933** |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2020年10月１日から
2021年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **2,047,377** |
| **売上原価** | | **1,693,636** |
| **売上総利益** | | **353,740** |
| **販売費及び一般管理費** | | **409,047** |
| **営業損失** | | **55,307** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 14 | |
| 受取配当金 | 32 | |
| 解約手付金収入 | 3,000 | |
| 助成金収入 | 8,347 | |
| その他 | 397 | 11,790 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 29,827 | |
| 社債利息 | 17 | |
| 支払手数料 | 2,468 | |
| その他 | 2,092 | 34,405 |
| **経常損失** | | **77,922** |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 327 | |
| 損害補償損失 | 2,000 | **2,327** |
| **税引前当期純損失** | | **80,250** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 70 | |
| 法人税等調整額 | △25,302 | △25,232 |
| **当期純損失** | | **55,017** |

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2020年10月１日から
2021年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 3,600 | 1,445,381 | 1,448,981 | 1,458,981 | 1,458,981 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △24,000 | △24,000 | △24,000 | △24,000 |
| 当期純損失（△） | | | △55,017 | △55,017 | △55,017 | △55,017 |
| 当期変動額合計 | － | － | △79,017 | △79,017 | △79,017 | △79,017 |
| 当期末残高 | 10,000 | 3,600 | 1,366,364 | 1,369,964 | 1,379,964 | 1,379,964 |

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### １．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は２年～15年であります。

②　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（４）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。

## ２．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## ３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 37,004千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## ４．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 預け金 | 105,400千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 983,982千円 |
| 計 | 1,089,382千円 |

上記資産のうち一部については、根抵当権（極度額　250,000千円）を設定しております。

②　担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 841,500千円 |
| 長期借入金 | 4,988千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 6,672千円 |
| 計 | 853,160千円 |

（２）有形固定資産の減価償却累計額　18,085千円

## ５．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## ６．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　1,000,000株

（２）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

（３）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年12月17日定時株主総会 | 普通株式 | 12 | 12 | 2020年９月30日 | 2020年12月18日 |
| 2021年５月14日取締役会 | 普通株式 | 12 | 12 | 2021年３月31日 | 2021年５月17日 |

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年12月16日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 12 | 12 | 2021年９月30日 | 2021年12月17日 |

（４）当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## ７．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、主に不動産開発販売事業を行うための資金及び運転資金等について金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預け金は定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約に係る敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約時に差入先の財務状況を把握することで管理しております。

短期借入金及び長期借入金（１年内返済予定を含む。）は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

営業債務である営業未払金はすべて１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金計画を作成する等の方法により管理しております。

前受金は顧客との契約時に収受しており、すべて１年以内の期日であります。顧客ごとに期日および残高の管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金及び預金 | 1,214,828 | 1,214,828 | － |
| （２）預け金 | 129,480 | 129,480 | － |
| （３）敷金及び保証金 | 45,920 | 45,920 | － |
| 資産計 | 1,390,228 | 1,390,228 | － |
| （１）短期借入金 | 869,500 | 869,500 | － |
| （２）長期借入金（１年内返済予定を含む） | 166,304 | 166,299 | △4 |
| （３）営業未払金 | 44,815 | 44,815 | － |
| （４）前受金 | 37,969 | 37,969 | － |
| 負債計 | 1,118,588 | 1,118,584 | △4 |

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（１）短期借入金、（３）営業未払金、（４）前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## ８．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 621千円 |
| 貸倒引当金 | 141千円 |
| 繰越欠損金 | 35,998千円 |
| その他 | 242千円 |
| 繰延税金資産合計 | 37,004千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 37,004千円 |

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

## ９．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、情報機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| （１）１株当たり純資産額 | 1,379円96銭 |
| （２）１株当たり当期純損失 | 55円02銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、2022年１月31日を効力発生日として、株式会社グリット（以下「グリット」という。）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併に関する合意を行うことを決議いたしました。

（１）合併の目的

グリットは、株式会社グリットパートナーズ及び株式会社ＧＨＩにより、当社株式取得のための特別目的会社として、2021年６月７日に設立されました。

当社及びグリットの親会社である株式会社グリットパートナーズがそれぞれの強みを有する戸建分譲事業及び収益不動産の売買事業を協業して展開することで、住宅不動産市場において更なる存在感を発揮し成長することを目的として、本合併を行うものであります。

（２）合併の要旨

①合併の日程

| | |
|---|---|
| 合意の取締役会決議日 | 2021年11月12日 |
| 契約締結日 | 2021年11月30日 |
| 実施予定日（効力発生日） | 2022年１月31日（予定） |

※本合併は、当社においては会社法第796条第１項の規定に基づく略式合併であるため、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、グリットは解散いたします。

③合併による割当ての内容

グリットの株式１株に対して、当社株式0.00050163株を割当て交付いたします。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

（３）被合併法人の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | 株式会社グリット |
| 所在地 | 東京都港区赤坂三丁目２番12号　赤坂ノアビル７Ｆ |
| 事業内容 | 有価証券の取得 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役　三宅雄也 |
| 大株主及び持株比率 | 株式会社グリットパートナーズ　57.65％<br>株式会社ＧＨＩ　34.22％ |

（４）合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

（５）会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）を適用し、グリットを取得企業とする会計処理を予定しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社Liv-up

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　兼　　宏　章　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　川　　資　樹　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Liv-upの2020年10月１日から2021年９月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年11月12日開催の取締役会において、2022年１月31日を効力発生日として、株式会社グリットを消滅会社、会社を存続会社とする吸収合併に関する合意を行うことを決議いたしました。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年10月１日から2021年９月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社Ｌｉｖ－ｕｐ　監査役会

| | | |
|---|---|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 村上義臣 | ㊞ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 大川賢二 | ㊞ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 山本智史 | ㊞ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 谷口明史 | ㊞ |

以　上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## １．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社Ｌｉｖ－ｕｐ　取締役社長　内藤雅之

## ２．議案及び参考事項

**第１号議案**　　剰余金の処分の件

当社は、利益還元を含む株主価値の持続的な成長を目指しております。当期の期末配当については、業績に応じた利益の配分を基本とし、今後の事業展開に必要な内部留保並びに当社の財務体質等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主等に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金12円　　総額12,000,000円

なお、中間配当金として１株につき金12円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は１株につき金24円となります。

③　剰余金の配当がその効力を生ずる日

2021年12月17日

**第２号議案**　　監査役２名選任の件

監査役４名のうち大川賢二氏、山本智史氏及び谷口明史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を１名減員の３名体制とし、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| 山本　智史（やまもと　さとし）<br>（1977年８月10日） | 2003年９月　あずさ監査法人<br>（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2004年４月　公認会計士登録<br>2005年６月　ＰｗＣアドバイザリー株式会社<br>（現ＰｗＣアドバイザリー合同会社）入社<br>2006年７月　株式会社ストリーム設立<br>代表取締役（現任）<br>2007年９月　株式会社クリアコンサルティング<br>（現株式会社たすきコンサルティング）入社<br>2011年１月　税理士登録<br>2011年２月　税理士法人ストリーム設立<br>代表社員（現任）<br>2012年８月　株式会社ネット監査役（現任）<br>2016年２月　株式会社新日国際観光監査役<br>2016年11月　株式会社オーイーエスエンジニアリング<br>監査役<br>2016年12月　当社監査役（現任）<br>2019年１月　株式会社中央共同会計事務所<br>取締役（現任） | － |
| 谷口　明史（たにぐち　あきひと）<br>（1976年10月28日） | 2002年11月　司法試験合格<br>2003年４月　司法研修所入所<br>2004年９月　弁護士登録<br>2004年10月　北浜法律事務所・外国法共同事業入所<br>2007年１月　弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍<br>2012年１月　同弁護士法人パートナー就任（現任）<br>2017年12月　当社監査役（現任）<br>2021年６月　Delta-Fly Pharma株式会社<br>社外取締役（現任） | － |

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．山本智史氏及び谷口明史氏は社外監査役候補者であります。

３．山本智史氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。

４．谷口明史氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年となります。

５．当社は、山本智史氏及び谷口明史氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、山本智史氏及び谷口明史氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。なお、山本智史氏及び谷口明史氏の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約については2022年９月に同内容での更新を予定しております。また、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

以　上

# メ　　モ